

国の指針に基づく面会制限解除についてのお知らせ

ご家族様・ご入居者様におかれましては、日頃より当法人の運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてからこれまでの間、ご家族様・ご入居者様には面会制限などご不便をおかけするなか、当法人の感染対策に多大なるご協力をいただき誠にありがとうございました。

さて、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられた後、これまで当法人では国の指針に従い感染対策を続けて参りましたが、この度国より令和6年3月末日をもって移行期間を終了するとの発表がございました。

これにより、新型コロナウイルス感染症が他の感染症と同様の対応となることを踏まえ、当法人におきましては令和6年4月22日(月)よりご家族様の面会制限を解除させていただきます。

しかしながら、高齢者施設における感染予防の観点から、面会時は検温及びマスク着用の上での実施とさせていただきたく存じますので、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

あわせて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の集団発生が生じた場合におきましては、一時的に面会を中止させていただく場合もございます。

ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、ご入居いただいております施設までお問合せください。宜しく願いいたします。

令和6年4月1日

社会福祉法人恩徳福祉会
介護老人保健施設ふじいでら
グループホームステップ